

那覇市公報

第 1 6 7 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (市民生活安全課)
..... 1243
- 那覇市 IT 創造館条例施行規則の一部を改正する規則 (商工農水課) 1247

◇告 示◇

- 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について (財政課) 1252
- 平成 28 年 (2016 年) 10 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) ... 1253
- 平成 27 年度決算に基づく資金不足比率の公表について (上下水道局総務課)
..... 1254
- 市税に関する申告期限等の指定について (納税課) 1254
- 平成 28 年度那覇市一般会計補正予算 (第 3 号) (財政課) 1255
- 平成 28 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号) (財政課) 1256
- 平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(国民健康保険課) 1260
- 平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(国民健康保険課) 1262
- 平成 28 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (上下水道局総務課)
..... 1264
- 平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) (上下水道局総務課)
..... 1265

◇公 告◇

○那覇市消費生活センターについて（市民生活安全課）	1267
○那覇市津波避難ビル機械設備保守点検業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について（総務課）	1268
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	1271
○那覇広域都市計画道路事業の事業認可に係る縦覧について（市街地整備課）	1272
○平成 29・30 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について（法制契約課）	1273

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1274
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1275
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	1276
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1277

規 則

那覇市規則第49号

平成28年10月12日

公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(提供の手続) 第6条 条例第9条第1項に規定する提供又は条例第9条の3に規定する提供(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第11号から第14号までに該当する場合の提供に限る。)を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。 (1)～(6) [略] 2～4 [略] (目的外利用又は提供の通知の例外) 第8条 [略] 2 第3条第3項の規定は条例第9条第3項の規定による本人への通知について、第2条第2項の規定は条例第9条第4項の規定による公表についてそれぞれ準用する。 [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第10号様式 別記]	(提供の手続) 第6条 条例第9条第1項に規定する提供又は条例第9条の3第1項に規定する提供(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第12号から第15号までに該当する場合の提供に限る。)を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。 (1)～(6) [略] 2～4 [略] (目的外利用又は提供の通知の例外) 第8条 [略] 2 条例第9条の2第3項の規定により準用する条例第9条第3項の規則で定める場合は、前項第1号及び第4号に掲げる場合とする。 3 条例第9条の3第2項の規則で定める場合は、第1項第4号に掲げる場合とする。 (通知等に係る準用) 第8条の2 第3条第3項の規定は、条例第9条第3項(条例第9条の2第3項において準用する場合を含む。)及び条例第9条の3第2項の規定による通知について準用する。 2 第2条第2項の規定は、条例第9条第4項(条例第9条の2第3項及び条例第9条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による公表について準用する。 [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第10号様式 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定(「第9条の3」を「第9条の3第1項」に改める部分を除く。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

[改正前 別記]

第7号様式(第23条関係)

[略]

[略]	
提 供 を 受 け る 根 拠 条 項	[略] ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)
[略]	

[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第23条関係)

[略]

[略]	
提 供 を 受 け る 根 拠 条 項	[略] ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)
[略]	

[略]

[改正前 別記]

第8号様式(第23条関係)

[略]

[略]	
提 供 を す る 根 拠 条 項	[略] ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)
[略]	

[略]

[改正後 別記]

第8号様式(第23条関係)

[略]

[略]	
提供をする根拠条項	[略] ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)
[略]	

[略]

[改正前 別記]

第10号様式(第23条関係)

[略]

[略]	
目的外利用又は 提供をする 根拠条項	[略] ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)
[略]	

[改正後 別記]

第10号様式(第23条関係)

[略]

[略]	
目的外利用又は 提供をする 根拠条項	[略] ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)
[略]	

那覇市規則第50号

平成28年10月17日

公 布 済

那覇市IT創造館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市IT創造館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市IT創造館条例施行規則(平成17年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(利用期間の更新)</u> 第2条 条例第6条第1号ただし書の規定により中核企業室の利用期間を更新しようとする者は、利用期間の満了日の2月前までに那覇市IT創造館入居用施設利用期間更新申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利用期間の更新を適当と認めるときは、那覇市IT創造館入居用施設利用期間更新許可書(第2号様式)を交付するものとする。 (利用する者の選定) 第3条 [略] 2 前項に定めるもののほか、中核企業室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号の<u>すべて</u>を満たすこととする。 (1)～(2) [略] (3) <u>0JT等により情報通信技術に関する専門技術を有する人材の育成に寄与する者で、かつ、必要に応じて大学等教育機関、民間事業者等と連携が図れるものであること。</u> (4) [略] 3 第1項に定めるもののほか、インキュベート室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号の<u>すべて</u>を満たすこととする。 (1) <u>利用しようとする者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第3号に該当する中小企業者であること。</u> (2) <u>利用しようとする者が成長の可能</u>	<u>(利用期間の更新)</u> 第2条 条例第6条第1項ただし書の規定により入居用施設の利用期間の更新を受けようとする者は、利用期間の満了日の2月前までに、書面により、<u>指定管理者に当該更新を申請するものとする。</u> 2 <u>指定管理者は、前項の更新の申請があったときは、当該更新の必要性について市長に審査を求めるものとする。</u> (利用する者の選定) 第3条 [略] 2 前項に定めるもののほか、中核企業室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号の<u>全て</u>を満たすこととする。 (1)～(2) [略] (3) 情報通信技術に関する専門技術を有する人材の育成に寄与する者であること。 (4) [略] 3 第1項に定めるもののほか、インキュベート室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号の<u>全て</u>を満たすこととする。 (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の<u>中小企業者であること。</u> (2) 成長の可能性が見込まれる事業計

性が見込まれる事業計画を有し、事業に着手している者又は着手することが確実に見込まれる者であること。 (3) <u>利用しようとする者が指定管理者が定める事項を満たす者であること。</u> 4 [略] (遵守事項) 第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) <u>利用許可を受けた施設又は設備以外のもの</u>を利用しないこと。 (2)～(6) [略] (指定申請) 第8条 [略] 2 条例第17条第3項の規則で定める申請書は、那覇市IT創造館指定管理者指定申請書(<u>第3号様式</u>)とする。 3 [略] (指定等) 第9条 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をするときは、那覇市IT創造館指定管理者指定書(<u>第4号様式</u>)を交付する。 2 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市IT創造館指定管理者不指定通知書(<u>第5号様式</u>)を交付する。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] <u>第3号様式</u>(第8条関係) [略] 那覇市長 <u>様</u> [略] <u>第4号様式</u>(第9条関係) [略] 那覇市長 <u>印</u> [略]	画を有し、事業に着手している者又は着手することが確実に見込まれる者であること。 (3) 指定管理者が定める事項を満たす者であること。 4 [略] (遵守事項) 第6条 [略] (1) 利用許可を受けた施設<u>以外の施設</u>を利用しないこと。 (2)～(6) [略] (指定申請) 第8条 [略] 2 条例第17条第3項の規則で定める申請書は、那覇市IT創造館指定管理者指定申請書(<u>第1号様式</u>)とする。 3 [略] (指定等) 第9条 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をするときは、那覇市IT創造館指定管理者指定書(<u>第2号様式</u>)を交付する。 2 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市IT創造館指定管理者不指定通知書(<u>第3号様式</u>)を交付する。 <u>第1号様式</u>(第8条関係) [略] 那覇市長 <u>宛</u> [略] <u>第2号様式</u>(第9条関係) [略] 那覇市長 [略]
---	---

<u>第5号様式</u> (第9条関係) [略] 那覇市長 [略]	<u>第3号様式</u> (第9条関係) [略] 那覇市長 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

那覇市IT創造館入居用施設利用期間更新申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地
 団体名
 代表者 印

那覇市IT創造館入居用施設の利用期間を更新したいので、次のとおり申請します。

入居用施設室番号	階	号室
更新前の利用許可の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
更 新 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

[改正前 別記]

第2号様式(第2条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日所在地
団体名
代表者 様

那覇市長 印

那覇市IT創造館入居用施設利用期間更新許可書

那覇市IT創造館入居用施設の利用期間の更新について、次のとおり許可します。

入居用施設室番号	階 号室
更 新 許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
更 新 許 可 の 条 件	

告 示

那覇市告示第 250 号

平成 28 年 10 月 11 日

掲 示 済

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化 判断比率	—	—	13.2	93.7

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考) (単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化 基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生 基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く 3 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 264 号

平成 28 年 10 月 18 日

掲 示 済

平成 28 年 (2016 年) 10 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 28 年 (2016 年) 10 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 28 年 10 月 27 日 (木)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
 - (2) 工事請負契約について
(城西小学校屋内運動場及び幼稚園園舎改築工事(建築))
 - (3) 専決処分の報告について(学校事故)
 - (4) 専決処分の報告について(市道真嘉比山川線街路樹の民地への侵入根による
排水管のつまり)

那覇市告示第 265 号

平成 28 年 10 月 18 日

掲 示 済

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率

(単位 : %)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

(備考) 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 266 号

平成 28 年 10 月 20 日

掲 示 済

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について(平成 28 年 4 月那覇市告示第 92 号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日は、その期限が平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 11 月 29 日までの間に到来するものについて、平成 28 年 11 月 30 日とする。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市告示第 278 号

平成 28 年 11 月 1 日

平成 28 年 8 月 23 日付けで専決処分を行った平成 28 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 28 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 167,688 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143,491,871 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		1,273,168	167,688	1,440,856
	2 基金繰入金	1,271,173	167,688	1,438,861
歳 入 合 計		143,324,183	167,688	143,491,871

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		19,253,924	167,688	19,421,612
	4 都市計画費	9,558,739	167,688	9,726,427
歳 出 合 計		143,324,183	167,688	143,491,871

那覇市告示第 279 号

平成 28 年 11 月 1 日

平成 28 年(2016 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 28 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,669,147 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145,161,018 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		45,145,675	1,142,076	46,287,751
	1 市民税	18,973,679	24,725	18,998,404
	2 固定資産税	21,003,385	79,351	21,082,736
	4 市たばこ税	3,491,136	1,038,000	4,529,136
10 地方交付税		12,391,006	△1,756,028	10,634,978
	1 地方交付税	12,391,006	△1,756,028	10,634,978
13 使用料及び手数料		3,288,731	22,172	3,310,903
	1 使用料	2,631,145	22,172	2,653,317
14 国庫支出金		39,993,331	186,212	40,179,543
	1 国庫支出金	30,162,192	129,259	30,291,451
	2 国庫補助金	9,714,396	55,174	9,769,570
	3 委託金	116,743	1,779	118,522

15 県支出金		18,077,635	27,209	18,104,844
	1 県負担金	6,952,115	51,476	7,003,591
	2 県補助金	10,471,193	△24,267	10,446,926
17 寄付金		54,642	1,500	56,142
	1 寄付金	54,642	1,500	56,142
18 繰入金		1,440,856	103,424	1,544,280
	1 特別会計繰入金	1,995	104,621	106,616
	2 基金繰入金	1,438,861	△1,197	1,437,664
19 繰越金		500,000	1,886,663	2,386,663
	1 繰越金	500,000	1,886,663	2,386,663
20 諸収入		1,464,928	7,271	1,472,199
	3 貸付金元利収入	303,941	4,506	308,447
	5 雑入	1,034,047	2,765	1,036,812
21 市債		11,578,479	48,648	11,627,127
	1 市債	11,578,479	48,648	11,627,127
歳 入 合 計		143,491,871	1,669,147	145,161,018

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		777,793	△2,550	775,243
	1 議会費	777,793	△2,550	775,243
2 総務費		9,271,326	1,200,762	10,472,088
	1 総務管理費	6,993,950	1,238,030	8,231,980
	2 徴税費	1,105,051	△23,740	1,081,311
	3 戸籍住民基本台帳費	779,481	△13,183	766,298
	4 選挙費	227,954	△420	227,534
	5 統計調査費	60,490	△5,340	55,150
	6 監査委員費	104,400	5,415	109,815
3 民生費		71,478,488	282,273	71,760,761
	1 社会福祉費	24,896,519	△12,853	24,883,666
	2 児童福祉費	24,325,634	312,397	24,638,031
	3 生活保護費	22,256,334	△17,271	22,239,063
4 衛生費		9,671,471	115,159	9,786,630
	1 保健衛生費	5,572,144	126,754	5,698,898
	2 清掃費	4,099,327	△11,595	4,087,732
5 労働費		36,656	3,076	39,732
	1 労働諸費	36,656	3,076	39,732
6 農林水産業費		209,887	△4,450	205,437
	1 農業費	74,451	1,134	75,585
	3 水産業費	134,820	△5,584	129,236

7 商工費		1,067,398	36,107	1,103,505
	1 商工費	1,067,398	36,107	1,103,505
8 土木費		19,421,612	70,050	19,491,687
	1 土木管理費	340,023	△10,371	329,652
	2 道路橋りょう費	1,249,920	5,536	1,255,456
	3 港湾費	1,298,161	64,505	1,362,666
	4 都市計画費	9,726,472	16,005	9,742,432
	5 住宅費	6,807,081	△5,600	6,801,481
9 消防費		2,808,380	△14,417	2,793,963
	1 消防費	2,808,380	△14,417	2,793,963
10 教育費		15,981,921	△16,888	15,965,033
	1 教育総務費	1,747,581	△7,428	1,740,153
	2 小学校費	4,144,482	△2,444	4,142,038
	3 中学校費	4,629,661	23,322	4,652,983
	4 幼稚園費	1,947,520	△20,617	1,926,903
	5 社会教育費	1,377,603	△10,270	1,367,333
	6 保健体育費	2,135,074	549	2,135,623
歳 出 合 計		143,491,871	1,669,147	145,161,018

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
那覇市障がい者相談支援事業 (障がい福祉課)	平成28年度から 平成31年度まで	97,728
那覇市立保育所給食調理業務委託事業 (こどもみらい課)	平成29年度から 平成33年度まで	162,000
こども医療費助成等に係る貸付制度に関する事務取扱契約 (医療費徴収の猶予及びその他事務手続き) (子育て応援課)	平成29年度から 契約終了まで	診療報酬明細書又は 調剤報酬明細書ごと に1件当たり16円を乗 じて得た金額
学校職員駐車土地管理システム保守事業 (施設課)	平成28年度から 平成33年度まで	2,110

2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
城西小学校屋内運動場建設事業 (平成28年度設計) (施設課)	平成28年度から 平成29年度まで	411,890	平成28年度から 平成29年度まで	454,844
城北中学校屋内運動場建設事業 (施設課)	平成28年度から 平成29年度まで	478,792	平成28年度から 平成29年度まで	514,307

第3表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	96,200	証 書 借 入 又は証券 発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等 による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	50,100	補正前に 同じ		
3 道路整備事業	126,000				127,300			
7 港湾事業	118,100				130,700			
10 臨時財政対策債	4,476,579				4,557,427			

那覇市告示第 280 号

平成 28 年 11 月 1 日

平成 28 年 (2016 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成28年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 28 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 458,934 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,421,590 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14,615,135	千円 111,542	千円 14,726,677
	1 国庫負担金	9,236,089	74,101	9,310,190
	2 国庫補助金	5,379,046	37,441	5,416,487
4 療養給付費等交付金		1,053,282	10,747	1,064,029
	1 療養給付費等交付金	1,053,282	10,747	1,064,029
5 前期高齢者交付金		3,653,661	△197,927	3,455,734
	1 前期高齢者交付金	3,653,661	△197,927	3,455,734
6 県支出金		2,818,428	18,527	2,836,955
	1 県補助金	2,299,123	18,527	2,317,650

9 繰入金		5,261,065	11,478	5,272,543
	1 他会計繰入金	5,261,064	11,478	5,272,542
10 諸収入		5,500,498	△413,301	5,087,197
	3 雑入	5,469,285	△413,301	5,055,984
歳 入 合 計		52,880,524	△458,934	52,421,590

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 655,705	千円 5,964	千円 661,669
	1 総務管理費	481,458	5,964	487,422
2 保険給付費		26,772,793	0	26,772,793
	1 療養諸費	22,707,314	0	22,707,314
3 後期高齢者 支援金等		4,681,020	2,924	4,683,944
	1 後期高齢者支 援金等	4,681,020	2,924	4,683,944
4 前期高齢者 納付金等		2,250	1,030	3,280
	1 前期高齢者納 付金等	2,250	1,030	3,280
6 介護納付金		2,226,261	10,917	2,237,178
	1 介護納付金	2,226,261	10,917	2,237,178
10 諸支出金		49,514	81	49,595
	2 繰出金	2	81	83
12 繰上充用金		3,700,000	△479,850	3,220,150
	1 繰上充用金	3,700,000	△479,850	3,220,150
歳 出 合 計		52,880,524	△458,934	52,421,590

那覇市告示第 281 号

平成 28 年 11 月 1 日

平成28年（2016年）9月那覇市議会定例会で議決された平成28年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成28年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成28年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,611千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,053,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 22,349	千円 22,350
	1 繰越金	1	22,349	22,350
5 諸収入		11,549	262	11,811
	2 償還金及び還付加算金	10,752	262	11,014
歳 入 合 計		3,030,878	22,611	3,053,489

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 2,985,745	千円 22,512	千円 3,008,257
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,985,745	22,512	3,008,257
3 諸支出金		10,752	99	10,851
	2 繰出金	1	99	100
歳 出 合 計		3,030,878	22,611	3,053,489

那覇市告示第 282 号

平成 28 年 11 月 1 日

平成 28 年 (2016 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 28 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 28 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8,337,565 千円	11,053 千円	8,348,618 千円
第 2 項	営業外収益	607,161 千円	11,053 千円	618,214 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,711,068 千円	△49,688 千円	7,661,380 千円
第 1 項	営業費用	7,268,861 千円	△50,990 千円	7,217,871 千円
第 2 項	営業外費用	230,090 千円	1,302 千円	231,392 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,058,617 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 34,235 千円、減債積立金 269,882 千円及び建設改良積立金 754,500 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,039,405 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 33,021 千円、減債積立金 269,882 千円及び建設改良積立金 736,502 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1,338,697 千円	△19,212 千円	1,319,485 千円
第 1 項	建設改良費	863,814 千円	△19,212 千円	844,602 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	994,726 千円	△54,238 千円	940,488 千円

那覇市告示第 283 号

平成 28 年 11 月 1 日

平成 28 年 (2016 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総則)

第1条 平成 28 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第2条 平成 28 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
支 出			
第1款 下水道事業費用	5,139,737千円	43,566千円	5,183,303千円
第1項 営業費用	4,696,875千円	43,361千円	4,740,236千円
第2項 営業外費用	420,840千円	205千円	421,045千円

(資本的收入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 998,306 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11,599 千円、過年度分損益勘定留保資金 720,773 千円及び当年度分損益勘定留保資金 265,934

千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 992,887 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11,390 千円、過年度分損益勘定留保資金 715,563 千円及び当年度分損益勘定留保資金 265,934 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
	支 出		
第 1 款 資本的支出	2,332,939千円	△5,419千円	2,327,520千円
第 1 項 建設改良費	1,168,656千円	△5,419千円	1,163,237千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
(1) 職員給与費	412,088千円	39,920千円	452,008千円

公 告

那覇市公告第 344 号

平成 28 年 10 月 7 日

掲 示 済

那覇市消費生活センターについて

那覇市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名称 那覇市消費生活センター
- 2 位置 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 3 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務を行う日及び時間
月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時までとする（正午から午後 1 時までを除く）。但し、次に掲げる日を除く。
 - （1）土曜日及び日曜日
 - （2）那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 47 年那覇市条例第 73 号）第 7 条第 1 項に規定する職員の休日に当たる日

那覇市公告第 355 号

平成 28 年 10 月 14 日

掲 示 済

那覇市津波避難ビル機械設備保守点検業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市津波避難ビル機械設備点検業務委託
- (2) 履行場所 那覇市津波避難ビル（那覇市松山 2 丁目 22 番 1 号）
- (3) 業務内容 那覇市津波避難ビル機械設備点検業務委託仕様書による
- (4) 契約期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 14 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、本契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿、又は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 冷凍機械責任者及び冷媒回収技術者の資格、その他機械設備点検に必要な資格を有する者がいること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。

- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日付総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第 2 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が認める条件

3 入札説明会

- (1) 日 時 平成 28 年 10 月 21 日 (金)
午前 10 時 30 分受付開始 午前 11 時 00 分説明開始
- (2) 場 所 那覇市松山 2 丁目 22 番 1 号
那覇市津波避難ビル
※駐車場はございません。

4 質問及び回答

- (1) 質問期間 平成 28 年 10 月 21 日 (金) から平成 28 年 10 月 25 日 (火)
- (2) 質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部総務課市民防災室宛てに電子メールで提出すること。
※電話、口頭による質問対応は受け付けておりません。
- (3) 回答方法 平成 28 年 10 月 27 日 (木) までに仕様書の配布の受付を行った全事業者宛てに電子メールで回答する。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 28 年 11 月 1 日 (火)
午前 10 時 30 分受付開始 午前 11 時 00 分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除する。

9 落札決定後提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに下記提出書類を、那覇市総務部総務課市民防災室まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (8) 最低賃金遵守の誓約書（市様式）
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格の証明の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市 総務部 総務課 市民防災室
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-861-1102

那覇市公告第 363 号

平成 28 年 10 月 19 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 364 号

平成 28 年 10 月 19 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・那1号 旭橋崇元寺線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成 28 年 10 月 14 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 6 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市計画部市街地整備課
 - (2) 期間 平成 28 年 10 月 19 日～平成 30 年 3 月 31 日

那覇市公告第 389 号

平成 28 年 11 月 1 日

平成29・30年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について

平成29・30年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (3) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- (4) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

2 受付期間

(1) 市内・市外業者

平成28年12月5日（月）～平成28年12月22日（木）
午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
（ただし土曜日、日曜日を除く。）

(2) 県外業者

平成29年1月10日（火）～平成29年1月20日（金）
午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
（ただし土曜日、日曜日を除く。）

3 受付場所

総務部法制契約課（市役所5階）

※受付は全て持参の上、面談審査になります。

（郵送による受付は、いたしません。）

4 提出書類等

競争入札参加資格審査の提出要領によります。

※申請書及び提出要領は、那覇市ホームページからダウンロードしてください。

USBメモリを用いたデータ提出があります。

5 問い合わせ先

総務部法制契約課工事契約グループ

電話番号 直通 098-951-3253

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 33 号

平成 28 年 10 月 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店の取消しを告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

指定(登録)番号	第 348 号
指定工事店名	健総設備
営業所所在地	南城市大里字仲間 1010 番地 3
代表者名	城間 健栄
取消し日	平成 28 年 9 月 16 日
取消し理由	従業員の減少

那覇市上下水道局告示第 34 号
平 成 2 8 年 1 0 月 5 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

指定（登録）番号	第 259 号
指定工事店名	株式会社 アサヒプラント
営業所所在地	那覇市小禄 2 丁目 8 番地 10
代表者名	中本 宏
有効期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成32年 3 月31日
異動年月日	平成 28 年 9 月 29 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 35 号
平 成 2 8 年 1 0 月 5 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 492 号
指定工事店名	与那嶺設備
営業所所在地	南風原町字宮城 424 番地 3
代表者名	與那嶺 勇
有効期間	自 平成 28 年 9 月 30 日
	至 平成 33 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 36 号

平 成 2 8 年 1 0 月 1 3 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

指定（登録）番号	第 312 号
指定工事店名	株式会社 テクノ工業
営業所所在地	沖縄市古謝三丁目 26 番 11 号
代表者名	下地 稔
指定の有効期間	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成33年 3 月31日
異動年月日	平成 28 年 10 月 7 日
異動事由	営業所所在地の住居表示変更

